

県民によるがん対策促進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (2月末まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 着手届提出

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

- 資料提出・問い合わせ先 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課がん・生活習慣病対策室
- 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
- 電話0857 - 26 - 7194
- 電子メールkenkouseisaku @pref.tottori.lg.jp